

契約締結前交付書面

2021年3月

株式会社マーキュリー

暗号資産交換業者 関東財務局長第00025号

目次

I. はじめにお読みください.....	1
II. 暗号資産取引のリスク等重要事項について.....	1
III. 暗号資産取引により生じ得るリスクのご説明.....	3
IV. 暗号資産取引の内容について.....	7
1. 取り扱う暗号資産の概要.....	7
2. 手数料等.....	7
3. 取引の態様.....	8
4. 本取引の概要.....	8
5. 口座開設.....	8
(1) CoinTrade 口座の開設について.....	8
(2) 口座開設審査.....	9
(3) 本人確認手続き.....	9
(4) 口座の解約.....	9
6. 金銭及び暗号資産の預託等の方法.....	9
(1) 法定通貨.....	9
(2) 暗号資産.....	10
7. 注文受付及び約定処理に係る方針.....	11
(1) 使用機器及び回線.....	11
(2) 注文指示.....	11
(3) 注文数量の制限.....	11
(4) 注文受付.....	11
(5) 注文の訂正（注文の取消し又は注文内容の変更）.....	11
(6) 約定処理.....	12
(7) 注文受付・約定処理の停止.....	12
(8) 取引を一時中断し、再開する際の注文受付、約定処理及び取引価格.....	12
8. 購入代金及び売却手取金の小数点以下の取り扱い.....	12
9. 公正なレートの提供.....	13
10. カバー取引.....	13
(1) カバー取引の実施方針.....	13
(2) 主要なカバー取引先に関する情報.....	13
11. 大規模なブロックチェーンのハードフォークへの対応.....	13
VI. 利用者財産の安全管理について.....	14
1. 利用者財産の安全管理に関する概要.....	14
(1) 金銭の分別管理方法.....	14
2. 利用者財産の安全管理に係る業務に要する設備及び人員並びに当該業務の運営方法.....	

.....	14
VII. 当社の概要について	14
VIII. 苦情受付・紛争解決等に関する事項について	15
1. 当社に対するお問い合わせ・苦情等に関するご連絡窓口	15
2. 当社が利用する ADR の名称及び連絡方法	15
3. 暗号資産交換業に係る認定資金決済事業者協会	16
IX. 参考事項	16
1. 課税上の取り扱い	16
2. 通知方法	16
3. 本書面の変更	16
4. その他	16
(1) 推奨動作環境	16
(2) ダウンロード等について	17
(3) 取引記録等の閲覧	17
(4) 本書面及び利用規約の閲覧	17
(5) 当社からのお知らせ	17
X. 計画されたハードフォーク及び新暗号資産への当社対応方針	17
1. ハードフォークに係る情報のお客様への通知方法	17
2. 計画されたハードフォークへの対応	18
3. 新暗号資産のお客様への付与について	18

I. はじめにお読みください

この書面（以下「本書面」といいます。）は、当社が運営する暗号資産販売所 CoinTrade（以下、当該販売所、及び当該販売所において提供するサービスの名称を「CoinTrade」といいます。）において、暗号資産の売買等の暗号資産取引（CoinTradeにおける当該取引を、以下「本取引」といいます。）を行っていただくうえでのリスクや留意点、お取引方法等が記載されております。

本取引は、取引対象である暗号資産の価格変動により損失が生じるおそれがあります。また、本取引は、利益が得られる場合がある反面、損失を被るリスクを伴う取引です。

したがって、CoinTradeの口座（以下「CoinTrade 口座」といいます。）を開設する場合、又は CoinTrade にて継続して本取引を行う場合には、本書面及び本書面とともに交付される「CoinTrade 利用規約」をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引の開始前にご確認ください。

本取引の仕組み、内容及びリスクを十分に把握し、ご理解いただいたうえで、お客様の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断した場合にのみ、お客様の責任と判断においてお取引くださいますようお願いいたします。

本書面は、「暗号資産交換業者に関する内閣府令」（平成 29 年内閣府令第 7 号、その後の改正を含みます。）第 21 条及び第 22 条に基づき、あらかじめ交付するための契約締結前交付書面となります。

II. 暗号資産取引のリスク等重要事項について

1. 暗号資産と本邦通貨及び外国通貨との相違

当社が取り扱う暗号資産（以下「対象暗号資産」といいます。）は、本邦通貨及び外国通貨（総称して、以下「法定通貨」といいます。）ではありません。また、特定の国家又は特定の者によりその価値が保証されているものではありません。

2. 暗号資産の特性及び概要

- ① 対象暗号資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができます。
- ② その他、対象暗号資産の特性及び概要については、当社が別途公表する「取扱暗号資産概要説明書」をご参照ください。

3. 本取引の内容

本取引は、CoinTrade を通じて、当社が提示する価格によって、お客様と当社との間

で対象暗号資産の売買を行う相対（店頭）取引です。本取引により、対象暗号資産及び金銭が現に受け渡されます。

本取引の方法等については、「**IV. 暗号資産取引の内容について**」をご参照ください。

4. 本取引に伴うリスク

お客様は、暗号資産の価格の変動を直接の原因として損失を被る可能性がありますので、取引にあたってはご注意ください。また、対象暗号資産のお取引にあたっては、その他にも注意を要する点があります。

本取引に伴うリスクの詳細は、「**III. 暗号資産取引により生じ得るリスクのご説明**」をご参照ください。

5. お客様の財産の管理

当社は、お客様から預託された金銭を、信託会社等に信託する方法により、当社の資産とは明確に分別して管理しています。また、お客様から預託された対象暗号資産を、当社が保有する暗号資産とは明確に分別して管理いたします。

お客様の財産の管理の詳細は、「**VI. 利用者財産の安全管理について**」をご確認ください。

6. カバー取引

当社は、お客様のご注文が約定した場合、当社において発生する価格変動リスクを回避するために、カバー取引（注）を行っております。このほか、相場の急変や流動性の低下による相場の状況によっては、システミック又は人為的の如何にかかわらずカバー取引を実施する場合があります。

カバー取引の詳細は、「**IV. 10. カバー取引**」をご確認ください。

（注）カバー取引とは、お客様が発注する注文の取引の相手方となって暗号資産取引を約定し、当該約定による価格変動によるリスク減少を目的とし、当該約定した暗号資産取引と同一の通貨ペア及び売買を当社以外の暗号資産交換業者に対し発注し約定させることをいいます。

7. 手数料等

お客様からいただく手数料等については、「**IV. 2. 手数料等**」をご確認ください。

8. お客様からの苦情等

お客様からのご相談窓口、苦情受付窓口・紛争解決等については、「**VIII. 苦情受付・紛争解決等に関する事項について**」をご確認ください。

9. クーリングオフ

暗号資産の売買にクーリングオフは適用されません。すなわち、特定商取引に関する法律第26条第1項第8号ニ、特定商取引に関する法律施行令第5条、同施行令別表第2第49号により、暗号資産の売買に、同法第2章第2節（訪問販売）、第3節（通信販売）及び第4節（電話勧誘販売）は適用されません。

Ⅲ. 暗号資産取引により生じ得るリスクのご説明

1. 暗号資産が法定通貨と異なることによるリスク

- ・ 対象暗号資産は法定通貨とは異なります。
- ・ 対象暗号資産は、インターネット上でやりとりされる電子データにすぎません。
- ・ 対象暗号資産は、特定の国家、又は特定の者によりその価値を保証されているものではなく、また、対象暗号資産は、必ずしも裏付けとなる資産を有するものではありません。

2. 価格変動リスク

(1) 対象暗号資産そのものの価格変動リスク

- ・ 対象暗号資産の価格は、毎日ほぼ24時間常に変動しています。対象暗号資産の価格は、需給バランスの変化や、物価、法定通貨、株式市場等他の市場の動向、天災地変、戦争、政変、法令・規制の変更、暗号資産に係る状況の変化、他の類似の暗号資産の普及、その他予期せぬ事象や特殊な事象等による影響を受け変動しており、価格変動によりお客様に損失が生じるおそれがあります。
- ・ また、対象暗号資産の価格変動に伴い、お客様の保有する対象暗号資産の価格も短期間で急激に変動、下落し、損失が生じる可能性があります。対象暗号資産はその歴史も浅いことから、対象暗号資産の価値に対する信用の失墜などにより価格そのものがゼロとなる可能性があることもご認識下さい。

(2) 取引の価格に関するリスク

- ・ CoinTradeは、当社が運営する販売所における取引であり、対象暗号資産の取引の価格が他の対象暗号資産を取り扱う取引所や相対取引と比較して最良の価格である保証はありません。

3. 営業時間リスク

- ・ 当社の営業時間外（システムメンテナンス時間を含みます。）において、対象暗号資産をお取引することはできません。このため、営業時間外において対象暗号資産の価格が大きく変動する場合、お客様に損失が生じる可能性がございますが、かかる損失について当社は一切の責任を負いません。

4. 流動性リスク

(1) 対象暗号資産に内在する流動性リスク

- ・ 対象暗号資産自体及びその取引の歴史は浅く、対象暗号資産は資産としての評価が必ずしも定まっていません。
- ・ 対象暗号資産に対する評価が定まっていないこと、対象暗号資産に対する新たな法的規制の導入のほか、他の類似の暗号資産の普及、将来予期せぬ事象等を原因として、対象暗号資産の取引が減少して流動性が低下し、お客様がその保有する対象暗号資産を売却できなくなることや、安値で換価しなければならなくなる可能性があります。

(2) 天災地変等による流動性リスク

- ・ 天災地変、戦争、政変、法律の変更、同業罷免(ストライキ等)、対象暗号資産自体の取引量の減少、当社以外の暗号資産交換業者における事業の停止、同業他社との競争等の特殊な状況により、当社の業務に影響が出た場合には、取引が困難又は不可能となる可能性があります。

5. 手数料・費用等の変更によるリスク

- ・ 当社は、将来、CoinTrade における対象暗号資産の取引に係る手数料・費用等を含め、当該取引に係るルール等を変更する可能性があります。

6. 当社の破たんリスク

- ・ CoinTrade の利用において、当社はおお客様の資産の預託を受けますが、外部環境の変化(対象暗号資産に対する法規制の強化を含みます。)や当社の財務状況の悪化等によって当社の事業が継続できなくなるリスクがあります。
- ・ 万が一、当社が事業を継続できなくなった場合は、お客様の資産についての対応を含め破産法、民事再生法、会社更生法、会社法その他適用ある法令に基づき手続きが行われますが、お客様から預託された対象暗号資産及び預託された金銭を返還することができなくなり、お客様に損失が生じるおそれがあります。
- ・ また、当社が盗難その他の理由によりお客様から預託された対象暗号資産を紛失し、お客様への補てんを行わなければならない事態が生じた場合、当社の財政が破たんし、お客様に十分な補てんを行うことができない可能性があります。

7. 秘密鍵を喪失するリスク

- ・ 暗号技術を用いて移転を記録する暗号資産の場合、暗号化されたデータを復号するための情報を喪失した場合には、他者に移転することができず、その価値が失われること、及び当該情報を他者に知られた場合には、お客様の意思にかかわらず移転されるおそれがあります。

8. 対象暗号資産のネットワークによるリスク

- ・ 対象暗号資産の移転に係る取引では、十分な取引確認(ブロックチェーンでの取引の認証)が完了するまで取引が確定せず、一定時間保留される状態が続きます。対象暗号資産のネットワークにおいて認証が取れ、且つ、当社での確認が行

われるまでお客様への対象暗号資産の移転は成立せず、アカウントにおける対象暗号資産の残高へは反映されません。

- ・ さらに、暗号資産の移転等を支えるコミュニティの崩壊、対象暗号資産の発行者や管理者等の破綻その他の暗号資産の移転の仕組みの破綻等により、対象暗号資産の消失や価値の減少、又は対象暗号資産の移転が不可能となり、対象暗号資産の価値が失われる可能性があります。その結果、お客様に損失が生じる場合があります。
- ・ ブロックチェーンでの認証の過程でお客様の対象暗号資産の移転取引がキャンセルされる場合があります。

9. サイバー攻撃のリスク

- ・ 対象暗号資産はインターネット上の電子的方法により記録される財産的価値であることから、当社がサイバー攻撃等を受けた場合、お客様から預託された対象暗号資産の全部又は一部を消失する可能性があります。
- ・ 当社では、そのような事象を想定して十分なセキュリティ対策を実施しておりますが、予期せぬ大規模なサイバー攻撃等により、ネットワークの安全性やサーバー等の稼働の安全性が脅かされる状況が予見される場合、当社の判断によりサービスの緊急停止を行うこともあり得ます。

10. ハードフォークによる分岐リスク

- ・ ハードフォークにより対象暗号資産が2つ以上に分岐し、相互に互換性がなくなる可能性があります。その場合、当該対象暗号資産の大幅な価格下落や取引が遡って無効になるリスクがあります。また、分岐日時前後には、これらのリスクに鑑み当社の定める期間、暗号資産の売買、送付等ができなくなる可能性があります。ハードフォーク及びハードフォークにより生じる新暗号資産への対応方針につきましては、後記 X. 又は別掲「計画されたハードフォーク及び新暗号資産への当社対応方針」をご確認下さい。

11. システムリスク

- ・ 対象暗号資産取引は、インターネット、通信機器（お客様の利用するものを含みます。）及びコンピュータシステム機器を使用した取引であることから、「9. サイバー攻撃のリスク」を含め、外部環境の変化等によって、通信回線やシステム障害が発生し、お客様の取引（取引の成否のほか、対象暗号資産の授受や金銭の授受を含みますがこれに限られません。）に支障が生じるリスクがあります。
- ・ 通信回線やシステム障害とは、当社もしくは当社以外の法人等又はお客様が運用又は使用する通信回線及び通信機器、コンピュータシステム機器の障害による情報伝達の遅延、不能、誤作動等、又は受領した情報の誤謬、停滞、省略及び中断ならびに明らかな不具合が発生していると当社が判断し、かつお客様がインターネット（当社ウェブサイト、スマートフォンアプリケーション）経由でご注文等

(対象暗号資産の送付、売却その他の取引全てを含みます。以下同じ。) いただけなくなるか、お客様のご注文等が遅延し、もしくは不能となった状態をいうものとします。対象暗号資産のネットワークの管理者が存在する場合、当該管理者に関する通信回線やシステム障害が発生することもあります。

- ・ 通信回線及びシステムの障害により実勢レートと大幅に乖離した価格での約定などした際に、当該約定が取消される場合や、取引の不成立等によりお客様に損失が生じることがあります。
- ・ 当社のシステムに起因した障害の場合は、当社において、かかる障害が生じた場合には早期の復旧に努めますが、お客様が損失を被るおそれは否定できません。
- ・ 災害、公衆回線の通信障害、暗号資産の価値移転記録の仕組みにおける記録処理の遅延その他当社の管理し得ない事情により生じた利用者の逸失利益について、当社に故意又は過失がない限り、当社はその責任を負いません。

12. 51%攻撃リスク

- ・ 悪意ある者が暗号資産のブロックチェーンネットワーク全体の51%以上のマイニング計算量を有した場合、不正な取引が行われるリスクがあることを、あらかじめご認識ください。

13. 法令・税制変更リスク

- ・ 対象暗号資産取引を行う関係者に適用される対象暗号資産に関する税・法令は、将来において改正される可能性があります。
- ・ CoinTradeにおける取引は、日本に所在する当社が提供するものであり、原則としては日本法の適用を受けます。
- ・ 現状において、対象暗号資産に対する各国の規制はまちまちではありますが、対象暗号資産の取引量が増大するなどの事情によっては、将来的に各国の法制度や税制又は政策の変更等により、対象暗号資産の取引が禁止、制限又は課税が強化される、対象暗号資産の保有や取引が制限される、又は現状より不利な取り扱いとなる等のおそれがあります。この場合、対象暗号資産の需要が減り、価格が下落する可能性があります、その結果、お客様に予期しない損失が生じるおそれがあります。
- ・ 詳しくは各自税務署・税理士・法律事務所等にお尋ねください。

14. 個人情報に関するリスク

- ・ お客様が当社のサービスに登録したメールアドレス、氏名等や、当社より発行されたアカウントID、お客様が設定したパスワード等の個人情報、対象暗号資産取引に関するシステムや通信回線の障害、不正アクセスや盗聴等により、滅失、毀損又は第三者に漏えいすることによってお客様に損失が発生する可能性があります。

- ・ また、お客様が外部のウォレットを使用した場合、秘密鍵やパスワード等の紛失や、第三者に漏えいすることによって、お客様保有の対象暗号資産に一切アクセスができなくなる又は意図しない送金となされる可能性があります。
- ・ お客様は、ユーザーID等、パスワード、秘密鍵等の情報を紛失することがないよう又第三者に知られないように十分に注意して管理してください。

15. 銀行口座リスク

- ・ CoinTrade に関し当社がお客様の金銭の預託を受ける銀行口座や当社が対象暗号資産の取引に関連して保有する銀行口座が不正送金事件などの調査対象となり、口座が凍結されるおそれがあります。

16. その他

- ・ 上記に記載する対象暗号資産取引におけるリスクは、対象暗号資産の取引に伴う典型的なリスクについて概要を説明するものであり、当該取引に生じるすべてのリスクを漏れなく示すものではありません。対象暗号資産に関する技術は発展途上であり、上記以外にも現時点では予測できないリスクが顕在化する可能性があります。対象暗号資産が法定通貨とは異なること、さまざまな予期せぬ事象によるリスクが起りうること、その結果、お客様が損失を被る危険性があることを、あらかじめご認識ください。

IV. 暗号資産取引の内容について

1. 取り扱う暗号資産の概要

対象暗号資産は、ビットコイン (BTC)、ライトコイン (LTC)、リップル (XRP)、イーサリアム (ETH)、ビットコインキャッシュ (BCH) です。

各対象暗号資産の概要は、以下のリンク先をご覧ください。

https://coin-trade.cc/about/crypto_currency_product/

2. 手数料等

法定通貨の出金及び入金、法定通貨と対象暗号資産間の売買、暗号資産の送金、受け取りの際に、手数料が発生する場合があります。暗号資産取引に関する手数料につきましては、当社ウェブサイト <https://coin-trade.cc/about/fees/>にてご確認ください。

※1 お取引に際しては、お客様へ提示する購入レートと売却レートとの差である「スプレッド」を、お客様にご負担いただいております。

※2 振込入金の場合、各金融機関からの振込手数料はお客様負担となります。

なお、上記手数料は実態に即して当社が変更する可能性がございます。その場合には「IX.

2. 通知方法」記載の方法にてお客様に通知を行います。

3. 取引の態様

本取引は、当社が提示する価格によって、お客様と当社との間で対象暗号資産の売買を行う相対（店頭）取引です。

当該店頭取引は、資金決済法第2条第7項第1号所定の「暗号資産の売買」に該当し、また、お客様から金銭及び対象暗号資産の預託を受けることは、同項第3号および4号所定の金銭又は暗号資産の売買に関して「利用者の金銭又は暗号資産の管理をすること」に該当します。

4. 本取引の概要

取引方式	当社が提示する売付価格・買付価格によって、お客様と当社との間で対象暗号資産の売買を行う相対（店頭）取引
営業時間	取引時間：サービス提供は365日24時間対応しています（システムメンテナンス時を除きます）。 お問い合わせ、銀行入出金などの対応は以下の時間となります。 受付時間：平日11:00から18:00 休日：土曜日、日曜日、祝祭日 夏季、冬季休業日、特別休業日等は当社ウェブサイト上でお知らせ致します。
メンテナンス時間	水曜日12時～18時 ※臨時メンテナンスを実施する場合有り（この場合、当社ウェブサイトにてご案内いたします。）
取引手数料	「IV. 2. 手数料等」をご参照ください。
買付余力・ 売却可能数量	暗号資産を買い付ける場合には、お客様から預託を受けた金銭の範囲で買い付けることができます。 暗号資産を売却する場合には、お客様から預託を受けた対象暗号資産の残高の範囲で売却することができます。
取扱通貨ペア	日本円で、対象暗号資産の購入・売却を取り扱います。

5. 口座開設

(1) CoinTrade 口座の開設について

CoinTrade をご利用いただくには、当社所定の方法により CoinTrade にて新規口座開設登録をお申込まいただき、口座を開設した後に預かり金を入金いただき、金銭を預託していただく

く必要があります。口座開設の方法については、当社ウェブサイトにて別途表示をご確認ください。

(2) 口座開設審査

- ① CoinTrade 口座開設にあたっては、当社ウェブサイト口座開設のお申込者様からご登録いただいた情報に基づき、当社所定の基準に従い、審査を実施します。その結果、お申込者様からの口座開設のご希望をお断りする場合があります。なお、CoinTrade では、法人口座の開設は受け付けておりません。
- ② 取引開始年齢は、満 20 歳以上 75 歳未満とします。なお、満 75 歳に達するお客様には、満 75 歳をむかえる日の半年前までにメール等により通知を行い、今後も取引を継続するかのご意向を確認させて頂く予定です。

(3) 本人確認手続き

お手続きについての詳細は当社ウェブサイトにて別途表示をご確認ください。

<https://coin-trade.cc/docs/beginner/>

<https://coin-trade.cc/docs/beginner/#Step03>

(4) 口座の解約

当社又はお客様は当社所定の方法で相手方に通知することにより、サービス利用契約の解約をすることができます。但し、CoinTrade 口座内に法定通貨又は対象暗号資産の残高がある場合、当該解約手続きを行うことができません。解約を希望するお客様は、CoinTrade 口座の残高をゼロにしたうえで、解約をお申し出ください。

6. 金銭及び暗号資産の預託等の方法

(1) 法定通貨

① 入金

お客様には、当社が別途指定する預金口座への振込入金により日本円を預託していただきます。

入金手続きの詳細につきましては、<https://coin-trade.cc/docs/howto/>をご参照ください。

また、当該入金については、お客様の入金その他の手続きの完了時点で CoinTrade 口座に反映されるものではなく、CoinTrade 口座への反映までの間に、数日のタイムラグが生じる可能性がございますのでご注意ください。

② 出金

お客様は、当社所定の方法により、当社所定の限度額の範囲で、登録預貯金口座へ出金できます。

出金手続きの詳細につきましては、<https://coin-trade.cc/docs/howto/> をご参照く

ださい。

また、出金の手続きを取られた場合、出金申請日から原則として2営業日（土日祝日等を除く）以内に登録預貯金口座に送金いたします。

③ 入出金手数料

入出金手数料の詳細は本書面の「IV. 2. 手数料等」に記載された当社ウェブサイトをご参照ください。

(2) 暗号資産

① 受け取り

お客様には、当社が別途指定する暗号資産アドレスへ送付する方法により対象暗号資産を預託していただきます。

受け取りの手続きの詳細につきましては、<https://coin-trade.cc/docs/howto/> をご参照ください。

また、当該受け取りについては、お客様の受け取りもしくはその他の手続きの完了時点ではなく、当社が当該受け取りを合理的に認識し得る時点をもって CoinTrade 口座の残高に反映されることから、当該受け取りから CoinTrade 口座への反映までの間に、一定のタイムラグが生じる可能性があることにご注意ください。

なお、当社が指定する暗号資産アドレス以外での受け取りや当社が取り扱っていない暗号資産の受け取りをされた場合は、当社は、当社に故意又は過失がない限り、当該暗号資産の返却等について責任を負わないものとします。

② 送金

お客様は、当社所定の方法により、当社所定の限度額の範囲で、保有する対象暗号資産の送付先としてお客様が指定した暗号資産アドレス（以下、「登録暗号資産アドレス」といいます。）へ送金することができます。

送金手続きの詳細につきましては、<https://coin-trade.cc/docs/howto/>をご参照ください。

また、送金の手続きを取られた場合、送金申請日から原則として数時間から数営業日（土日祝日等を除く）以内に登録暗号資産アドレスに送金いたします。

なお、お客様が送信先暗号資産アドレスを誤った場合等、当社の責めに帰することができない事由によりお客様が対象暗号資産を送金した場合は、当社は、当社に故意又は過失がない限り、当該送金についてその責任を負わず、対象暗号資産の返却等には応じないものとします。

③ 入出金（受け取り・送金）手数料

受け取り及び送金の手数料の詳細は本書面の「IV. 2. 手数料等」に記載された当社ウェブサイトをご参照ください。

7. 注文受付及び約定処理に係る方針

(1) 使用機器及び回線

本取引はインターネットを通じ、各種端末にて行われます。従って、お客様は本取引を利用するにあたり、お客様の責任で使用機器及び回線に関する推奨環境を準備する必要があります。当社の推奨環境については、当社ウェブサイトをご確認ください。

なお、当社の推奨環境を満たしていても、ご利用端末や回線その他の要因により正常に動作しない場合があります。また、当社の用意するサーバー上にある取引システム（以下「本取引システム」といいます。）を利用して行われることを原則とし、本取引システムの改変及び本取引システム以外の使用を禁止します。

(2) 注文指示

お客様は、CoinTrade の画面に発注に必要な以下の事項を入力することで、本取引の発注ができます。

- ① 注文する暗号資産
- ② 売買の別
- ③ 注文数量
- ④ その他お客様の指示によることとされている事項

(3) 注文数量の制限

本取引における注文数量の制限は当社ウェブサイトをご参照下さい。

<https://coin-trade.cc/about/pair/>

(4) 注文受付

お客様が CoinTrade を利用して注文する時は、注文内容を入力後、その内容を確認のうえ送信し、その内容を当社が受信した時点で受け付けたものとします。お客様が行った注文の内容が、法令その他の諸規則等に反するものであった場合や当社が不相当と判断した場合には、一部又は全部の注文の執行を行わないこともあります。

お客様の入力ミス等の事由によってお客様の意思に反して約定した場合であっても、当社に故意又は過失がない限り、当社は責任を負いません。

(5) 注文の訂正（注文の取消し又は注文内容の変更）

お客様の注文は、即時約定又は失効するため、変更又は取消しを行うことはできません。但し、システムトラブル（提携企業におけるシステムトラブルを含みます。）、又は対象暗号資産に関するプロトコルの瑕疵等に起因する対象暗号資産現物取引を遂行できない等、やむを得ない事象が発生した場合は、当社の判断で対象暗号資産現物取引の取消し、又は変更を行うことができます。

(6) 約定処理

注文にかかる本取引は、本書面等に従って成立します。注文の約定処理は、社会通念上相当な処理時間を要し、また注文の約定価格はお客様の発注時点で提示されていた取引価格と差異が生ずる場合がありますが、当該事由について当社において通常の処理が行われる限り、お客様は異議を申し立てないものとします。なお、当該価格差は、お客様端末と当社システム間の通信及び当社システムがお客様の注文を受け付けた後の約定処理に要する時間の経過に伴い発生するものです。当該価格差は、お客様にとって有利な場合もあれば、不利な場合もあります。

(7) 注文受付・約定処理の停止

当社が本書面、「CoinTrade 利用規約」等の重要書類を変更等により再交付した際、お客様が、その内容について、当社が指定する期日までに確認のうえ、承諾をいただけない場合、CoinTrade における新規注文を停止する等の措置をとる場合がございます。

また、以下に掲げる場合、当社は、全部又は一部の対象暗号資産の銘柄に関し、お客様の新たな注文の受付を停止することがあります。

- ① 当社システムの状況に障害が生じ、取引の継続が困難と当社が合理的に判断した場合
- ② 当社の販売可能な対象暗号資産の数量を超えた対象暗号資産の買い注文をいただいた場合
- ③ 当社のカバー取引に影響を与える事象が生じた場合
- ④ 短期間に大量の注文が流入した場合など、対象暗号資産の取引状況に著しい影響を与える事態が発生したと当社が合理的に判断した場合
- ⑤ 取引の急変を防止するための措置を講じる場合
- ⑥ 約定に関し例外措置を講じる場合
- ⑦ 上記①から⑥までの事由のほか、当社が必要と合理的に判断した場合

(8) 取引を一時中断し、再開する際の注文受付、約定処理及び取引価格

約定処理の一時中断後における再開時においては、通常と同様に当社による価格提示を再開し、時間優先の原則のもと、お客様の注文の処理を行うものとします。

8. 購入代金及び売却手取金の小数点以下の取り扱い

購入代金（円）については小数点以下を切り上げ、売却手取金（円）については切り捨てて処理をいたします。

9. 公正なレートの提供

お客様は当社が提示する購入レートで買い付け、売却レートで売り付けることができます。当社では、複数の流動性供給者（以下「LP」といいます。）からの配信価格をもとに当社が推算した実勢レートに基づき当社が生成した価格を提示しています。お客様へ提示する購入レートと売却レートの間には価格差「スプレッド」があります。スプレッドは、流動性や需給により拡大又は縮小します。相場急変時や、暗号資産の取引先の状況に変更が生じたことにより、有効な価格を安定的に受信できなくなった場合や、LPからの配信価格が市場実勢を反映していないと当社がモニタリングし、判断したときなどには、価格の配信を停止することがあります。価格の配信停止後、暗号資産の取引先から有効な価格提示を継続的かつ安定的に受けることが可能となり、それらの価格が市場実勢を反映したものであると当社が判断した場合に、価格の配信を再開します。

10. カバー取引

(1) カバー取引の実施方針

当社は、お客様のご注文が約定した場合、当社において発生する価格変動リスクを回避するために、当社の判断でカバー取引を行っております。このほか、相場の急変や流動性の低下による相場の状況によっては、システムの又は人為的の如何にかかわらずカバー取引を実施する場合があります。

(2) 主要なカバー取引先に関する情報

当社がカバー取引を行う主要な相手先は以下の通りです。

通貨ペア	主要なカバー取引先
BTC/JPY、XRP/JPY、 LTC/JPY、ETH/JPY、BCH/JPY	B2C2 Limited Mint Exchange, Inc. ビットバンク株式会社

11. 大規模なブロックチェーンのハードフォークへの対応

当社のハードフォーク及びハードフォークにより生じる新暗号資産への対応方針につきましては、**後記 X. 又は別掲「計画されたハードフォーク及び新暗号資産への当社対応方針」**をご確認下さい。

なお、ハードフォーク対応により当社が行うサービスの一時停止期間中に生じたお客様の損失については、当社は一切責任を負いません。又はハードフォークにより生じる新暗号資産を付与する場合又は当該新暗号資産に相当する額の金銭等を交付する場合には、付与又は交付に関して生じた費用を手数料として徴収する場合があります。

これらハードフォークに係る当社サービスの一時停止の有無及び解除の情報、新暗号資

産の付与又は金銭等の交付の有無を含めた当社の対応方法は、当社サイト・当社サービスサイト・メールその他当社が適切と認める通知手段でお客様に通知します。

VI. 利用者財産の安全管理について

1. 利用者財産の安全管理に関する概要

当社は、お客様の資産（金銭及び暗号資産）と当社の自己の固有の資産（金銭及び暗号資産）を、資金決済に関する法律第 63 条の 11 の規定に基づき、以下の方法で分別して管理しています。

(1) 金銭の分別管理方法

当社は、お客様から預託を受けた金銭を、日証金信託銀行（東京都中央区日本橋茅場町 1 丁目 2 番 4 号）に信託する方法により自己の金銭と分別して管理しています。

(2) 暗号資産の分別管理方法

当社は、お客様から預託を受けた対象暗号資産を、インターネット等の外部のネットワークに接続されていないコールドウォレットにて管理しています。お客様から預託を受けた対象暗号資産は、それぞれのお客様ごとの保有数量がデータ上直ちに判別できる状態で管理するものとします。コールドウォレットから暗号資産を移動させる際は、複数担当者の承認のもと、実施しております。なお、暗号資産の分別管理は当社で実施いたします。

2. 利用者財産の安全管理に係る業務に要する設備及び人員並びに当該業務の運営方法

利用者財産である金銭及び暗号資産については、その送付のために必要な設備を設け、かかる設備を運用するために十分な人員を確保しております。また、暗号資産の送付に必要な秘密鍵の運用方法については厳格な基準を社内規則により制定しております。

VII. 当社の概要について

暗号資産交換業者である当社の概要は、以下のとおりです。

商号	株式会社マーキュリー
住所	〒158-0097 東京都世田谷区用賀 4 丁目 10 番 5 号 世田谷ビジネススクエア ヒルズ 4 5 階
主な事業	暗号資産交換業
設立年月日	2017 年 9 月 1 日
登録番号	関東財務局長第 00025 号
資本金	300 百万円（2021 年 1 月末時点）
代表者	都木 聡

株 主	株式会社セレス 100%
加盟団体	一般社団法人日本暗号資産取引業協会 (JVCEA)

VIII. 苦情受付・紛争解決等に関する事項について

1. 当社に対するお問い合わせ・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するお客様からのお問い合わせ・苦情等は、当社カスタマーサポート【<https://support.coin-trade.cc/hc/ja/requests/new>】へお申し出ください。当社の相談・苦情処理については、当社ウェブサイトにてご確認ください。

2. 当社が利用する ADR の名称及び連絡方法

当社に対する苦情のうち、裁判によらない話し合いでの解決を希望され、かつ紛争解決の経験豊富なあっせん人・仲裁人が中立・公正な立場で間に入ることを希望される場合には、以下の弁護士会の紛争解決センター・仲裁センターにお問い合わせいただくことができます。

① 東京弁護士会・紛争解決センター

電話番号	03-3581-0031
受付時間	月曜～金曜（祝日・年末年始を除く）9時30分～12時、13時～15時
受付場所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 6階
備考	なお、東京弁護士会・紛争解決センターの手続きの流れは、以下のウェブサイトをご覧ください。 https://www.toben.or.jp/bengoshi/adr/nagare/

② 第一東京弁護士会・仲裁センター

電話番号	03-3595-8588
受付時間	月曜～金曜（祝祭日・年末年始を除く）10時～12時、13時～16時
受付場所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 11階
備考	なお、第一東京弁護士会・仲裁センターの手続きの流れは、以下のウェブサイトをご覧ください。 http://www.ichiben.or.jp/soudan/adr/adr/

③ 第二東京弁護士会・仲裁センター

電話番号	03-3581-2249
受付時間	月曜～金曜（祝祭日を除く）9時30分～12時、13時～17時

受付場所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 9 階
備考	<p>なお、第二東京弁護士会・仲裁センターの手続きの流れは、以下のウェブサイトをご覧ください。</p> <p>https://niben.jp/service/soudan/chusai/adr.html</p>

3. 暗号資産交換業に係る認定資金決済事業者協会

暗号資産交換業に係る認定資金決済事業者協会である一般社団法人日本暗号資産取引業協会でも苦情を受け付けております。

名 称	一般社団法人日本暗号資産取引業協会
電話番号	03-3222-1061
受付時間	月曜～金曜 9 時 30 分～17 時（祝日（振替休日を含む）及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く）
メールフォーム	https://jvcea.or.jp/contact/form-contact/

IX. 参考事項

1. 課税上の取り扱い

課税に関しては、お客様の住所地を管轄する税務署にお問い合わせください。通常、暗号資産取引で得られた利益については、所得税が課税されます。

2. 通知方法

当社からお客様への通知は、原則としてインターネットを利用し、当社の取引画面、電子メール、当社ウェブサイトにて行います。ただし、当社が必要と判断する場合は、書面又は電話等の方法によって通知する場合がございます。

3. 本書面の変更

本書面、CoinTrade 利用規約等については、お客様に事前に通知することなく追加・変更・削除を行う場合があります。その場合には、先述「2. 通知方法」記載の方法にてお客様に通知を行います。

4. その他

(1) 推奨動作環境

推奨動作環境は当社ウェブサイトにて、最新情報をご確認ください。

(2) ダウンロード等について

お客様は、CoinTrade の利用にあたり、当社ウェブサイトから入手したアプリケーション等をご利用になる場合には、バックアップをとる等してお客様が保有する情報の消滅や改変、機器の故障、損傷等により被害が生じないように十分ご注意ください。

当社はお客様に発生したかかる損害について一切責任を負いかねます。

(3) 取引記録等の閲覧

当社は、取引の都度、取引状況が記載された取引明細を作成し、お客様に電子的に閲覧可能にいたします。

定期的にご内容をご確認いただき、記載内容に疑義がある場合は、速やかに当社カスタマーサポートまでお申し出ください。また、重要と思われるものは印刷して保管されることをお勧めします。

お取引に係る記録については、当社スマートフォンアプリケーション又はウェブサイト内の取引明細で閲覧可能にいたします。

(4) 本書面及び利用規約の閲覧

本書面、CoinTrade 利用規約等は、システムメンテナンス時間等を除き、当社ウェブサイト上において閲覧できます。

(5) 当社からのお知らせ

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社にご照会ください。

X. 計画されたハードフォーク及び新暗号資産への当社対応方針

当社は対象暗号資産に係るブロックチェーンについて、プロトコルの後方互換性・前方互換性のない大規模なアップデート（以下、「ハードフォーク」という）の実行が見込まれる場合及び当該ハードフォークにより新しい別個の暗号資産（以下、「新暗号資産」という）が生じる場合の対応方針を以下の通りとします。

1 ハードフォークに係る情報のお客様への通知方法

- (1) ハードフォークに係る当社サービスの一時停止の有無及び解除の情報、新暗号資産の付与又は金銭等の交付の有無を含めた当社の対応方法は、当社サイト・当社サービスサイト・メールその他当社が適切と認める方法でお客様に通知します。

2 計画されたハードフォークへの対応

- (1) 当社は、対象暗号資産に関するハードフォークの計画に関する情報収集に努めます。
- (2) 当社は、前項の情報収集によりハードフォークの発生時期、ハードフォークの内容、ハードフォークを計画する主体、ハードフォークの目的及び予測される効果、ハードフォークにより生ずるリスクなど、お客様が対象暗号資産の利用を判断するために必要となる情報を得た場合、適宜、お客様に提供するように努めます。
- (3) 当社は、ハードフォークによりお客様から預託を受けている対象暗号資産の保全及びお客様との取引の履行に何等かの支障が生ずるおそれがある場合は、ハードフォークの発生に備えてあらかじめ当該対象暗号資産に関する当社サービスの全部又は一部を一時停止するなど、お客様の資産の保全及びお客様との取引を確実に履行するために必要かつ合理的な措置を講じるものとします。また、当該対象暗号資産に関する当社サービスの全部又は一部を一時停止する等の措置を行った場合には、お客様から預託を受けている対象暗号資産の安全性を確認した場合に限り、当該一時停止措置を解除します。
- (4) 前項の措置を講ずる場合には、お客様に対して事前に告知します。ただし、緊急に停止せざるを得ない場合を除きます。
- (5) 当社は、当社サービスの一時停止の開始及び停止したサービスの再開について、速やかにお客様に通知します。また再開予定時期をあらかじめ定めずに当社サービスを停止した場合には、サービスの再開見込みについて、随時、お客様に情報を提供します。
- (6) ハードフォークの発生に伴い行った当社サービスの一時停止期間中に生じた対象暗号資産の価格変動によるお客様の損失については、当社は一切の責任を負いません。

3 新暗号資産のお客様への付与について

- (1) 当社は、お客様にハードフォークで生じた新暗号資産をお客様に付与する義務を負わないものとします。
- (2) 当社は、ハードフォークの基となる暗号資産（以下、「分岐前暗号資産」という）の価値が、新暗号資産に移転したと認められる場合、新暗号資産が次に定める事項を十分に満たしていることが確認できる場合に限り、新暗号資産のお客様への付与を行います。
 - a. 新暗号資産について replay-protection 等、第三者による不正な移転を防止する措置が講じられていること
 - b. 新暗号資産にお客様資産を侵害する仕組みが講じられていないこと
 - c. 新暗号資産の有する機能が不法、不正な行為を誘引するものではないこと

- d. ハードフォークを計画する主体に違法行為や公序良俗に反する行為がないこと
 - e. 当社のシステムが新暗号資産対応に関して問題がないこと
- (3) 当社は、前項に定める場合において、新暗号資産の付与に代え、新暗号資産相当額の金銭等をお客様に交付する場合があります。この場合、当社は、新暗号資産相当額を算出する基準をあらかじめお客様に通知するものとします。
 - (4) 当社は新暗号資産を付与又は新暗号資産相当額の金銭等を交付する場合、付与又は交付の決定時期、及び実際に付与又は交付する時期に関しての責任は負わないものとします。
 - (5) 当社は、新暗号資産に関してお客様に付与するためにあらかじめ取得する場合又は新暗号資産相当額の金銭等をお客様に交付する場合を除き、お客様の保有する分岐前暗号資産から生じる新暗号資産をお客様に代わって自らが所有するものとして取得又は処分を行わないものとします。
 - (6) 当社は、対象暗号資産についてハードフォークにより新暗号資産が発生し、お客様の保有する分岐前暗号資産の価値に影響を与える具体的な可能性を認識した場合には、あらかじめ、当該ハードフォーク計画の概要及びハードフォークにより生じる新暗号資産の内容や新暗号資産の付与対応について、適時お客様への周知に努めます。
 - (7) 当社は、新暗号資産のお客様への付与、その他利用者保護のために必要な措置に伴い生じた諸費用を手数料としてお客様から徴収できるものとします。

以上